

工業統計調査のしくみ

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業（製造業）の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の対象

工業統計調査は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所並びに製造、加工又は修理を行っていない本社や営業所等を除く）を調査の対象としている。

4 調査の期日及び期間

平成24年工業統計調査は、平成24年12月31日現在で実施し、「製造品出荷額等」など活動実績を表す調査項目は平成24年1月1日から12月31日までの1年間の実績である。

5 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（本社一括調査及び国直轄事業所調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

利用上の注意

1 主な用語の説明

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

本確報においては、平成24年12月31日（以下「調査日」という。）現在で、当該事業所で働いている者をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている者も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している者、臨時雇用者は従業者に含めない。

- ① 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主と事業主の家族で手伝い程度の者は含まない。
- ② 「常用労働者」とは、次のいずれかをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。
 - ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成24年11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
 - ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
 - エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- ③ 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれている者をいう。
- ④ 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 製造品出荷額等

平成24年1年間（以下「調査年」という。）中における製造品出荷額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、加工賃収入額、その他の収入額（修理料収入等）の合計であり、内国消費税(*1)を含めたものである。

(*1)内国消費税とは消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税等の合計である。

(4) 現金給与総額

調査年中に支払われた雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及び雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与などの合計である。

(5) 原材料使用額等

調査年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり消費税を含む。

(6) 生産額

次の算式により計算した額

- ・生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

(7) 付加価値額（従業者29人以下は粗付加価値額）

次の算式により計算した額

- ・ 従業者30人以上 $\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$
- ・ 従業者29人以下 $\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$

(8) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上）

次の算式により計算した額

- ・ 有形固定資産投資総額 = 資産の取得額 + (建設仮勘定の増 - 建設仮勘定の減)

2 事業所の産業分類

事業所の産業分類にあたっては、調査年中における事業所の製造品出荷額等により日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類している。

本確報における産業中分類の名称については、略称を用いており、正式名称は次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類(*2)
09 食料品	食料品製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11 織 維	繊維工業
12 木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家 具	家具・装備品製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印 刷	印刷・同関連業
16 化 学	化学工業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22 鉄 鋼	鉄鋼業
23 非鉄金属	非鉄金属製造業
24 金属製品	金属製品製造業
25 はん用機械	はん用機械器具製造業
26 生産用機械	生産用機械器具製造業
27 業務用機械	業務用機械器具製造業
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機器	電気機械器具製造業
30 情報通信	情報通信機械器具製造業
31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
32 その他製品	その他の製造業

(*2) 1つの事業所が複数の中分類に属する製造品の出荷や賃加工を行っている場合は、主な収入額によって産業分類を決定している。このため同一の事業所であっても、年によってそれぞれの出荷額・加工賃収入額の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

3 集計区分の説明

(1) 規模層区分

小規模層	4人～ 29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

(2) 地区別区分

東部地区	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
豊肥地区	竹田市、豊後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、豊後高田市、宇佐市

4 統計表中の記号

「 - (ハイフン) 」・・・該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないもの
「 0.0 」・・・四捨五入のため単位未満
「 △ 」・・・マイナス
「 X 」・・・集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は併せて「X」とした。

5 その他

(1) 単位未満の数字は四捨五入することを原則としたので、総数と内訳とが一致しない場合がある。

- (2) 表及び図中の増減率や構成比については、原数値から算出しているため、当該表及び図中の数値により算出した値とは一致しない場合がある。
- (3) 表及び図中の構成比については小数点第1位までの表示であるため、内訳の合計が100.0%になるとは限らない。
- (4) 統計表のうち第12表の「品目別統計表」の産出事業所数には、一つの事業所でも複数の品目を生産した場合、各品目に重複して計上される。したがって、事業所の主要な産出品目により産業分類して集計した他の統計表の事業所数とは異なる数値となっている。
- (5) 平成23年については工業統計調査を中止し、総務省・経済産業省が平成24年2月1日に実施した「平成24年経済センサス-活動調査」における製造業調査票により、従来の工業統計調査と同様の事項について調査を行った。本確報における平成23年の数値は工業統計調査との時系列比較を可能とするために「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。
- ・従業者4人以上の製造事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ただし、平成23年における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点が2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。

6 内容についての問い合わせ先

本確報についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課産業統計班（電話 097-506-2450）

関連する調査結果については下記ホームページからご覧になれます。

- ◆大分県の統計 <http://www.pref.oita.jp/site/toukei/>
- ◆工業統計調査（経済産業省）
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>
- ◆平成24年経済センサス-活動調査（総務省）
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/index.htm>